

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年6月23日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる業務の範囲
- (3) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 申請の資格
- (5) 申請受付期間
- (6) 選定の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設ごとに市長が定める事項

(申請書等)

第3条 条例第3条の規定による申請は、天理市指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 指定期間における年度ごとの事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 財務の状況及び事業の内容を明らかにすることができる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設ごとに市長が必要と認める書類

(選定結果通知書)

第4条 条例第5条の規定による通知は、天理市指定候補者選定結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

(指定通知書)

第5条 条例第9条第2項の規定による通知は、天理市指定管理者指定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(取消し等の通知)

第6条 市長は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対して天理市指定管理者指定取消（停止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(協定事項)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設ごとに市長が定める事項

(事業報告書の記載事項)

第8条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用の状況に関する事項
- (3) 施設の使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (4) 施設の管理業務に係る経費の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設ごとに市長が定める事項

(変更届出書)

第9条 条例第18条の規定による届出は、変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(天理市福祉センター条例施行規則の一部改正)

2 天理市福祉センター条例施行規則（昭和49年8月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「福祉センター」を「天理市福祉センター（以下「福祉センター」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第5条第2項中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条第3項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第5条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

（天理市老人福祉施設条例施行規則の一部改正）

3 天理市老人福祉施設条例施行規則（平成17年12月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第2条とし、第5条を第3条とする。

様式を削る。

（天理市立身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正）

4 天理市立身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成13年10月天理市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

様式を削る。

（天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則の一部改正）

5 天理市障害者ふれあいセンター条例施行規則（平成15年3月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「第10条」を「第8条」に、「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

別表中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第6条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第13条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

(天理市火葬場条例施行規則の一部改正)

6 天理市火葬場条例施行規則（昭和62年7月天理市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「火葬場」を「天理市火葬場（以下「火葬場」という。）」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「第10条」を「第8条」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第4条関係」を「第2条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第5条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

(天理市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

7 天理市自転車等駐車場条例施行規則（平成13年11月天理市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「第11条」を「第9条」に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「様式第4号」を「様式第3号」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第12条」を「第10条」に改め、同項第1号中「第12条第1号」を「第10条第1号」に改め、同項第2号中「第12条第2号」を「第10条第2号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に、「第12条第2号」を「第10条第2号」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項中「第13条」を「第11条」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条を第9条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第6条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

(天理駅前広場条例施行規則の一部改正)

8 天理駅前広場条例施行規則（平成15年3月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

様式を削る。